

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 6 年度）

住 所 京都市右京区嵯峨明星町 1 番地の 1

事業者名 京都バス株式会社
代表者名 取締役社長 吉本 直樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ノンステップバス ・車椅子固定装置・スロープ	・今年度は 8 両程度、2025 年度以降も年に 6 両程度導入、更新予定。 ・車椅子固定装置・スロープの定期的な点検の実施。	・ 8 両導入し計画通り実施 ・ 計画通り 3 ヶ月ごとに点検実施

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車椅子利用者への役務の提供 ・入社時の教習 ・車内筆談具の維持管理	・車椅子利用者の乗降の際に、乗務員が乗降の介助・固定装置の取扱いなどを行う。 ・乗務員の入社時教習において、車椅子使用者に対する役務の提供に関する教習を実施しており、その継続・改善を図る。 ・聴覚障害者との意思疎通を図るために設置している車内筆談具の維持・管理体制の改善・継続。	・ 計画通り実施 ・ 計画通り実施 ・ 計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ターミナル等のりばでの案内業務	多客期においてターミナルや観光地でのバスのりばに係員を配置し、旅客の案内業務を実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車内後部案内モニターの設置 ・行先表示器のカラーLED化	・車内のカラー液晶案内表示器を乗合全車両最前部に設置し、それに加え大型車については車両後部にも設置しているが、今後未設置の大型車の置換時に順次拡充する。 ・新規乗合車両にはカラー行先表示を採用する。	・車内カラー液晶案内表示器について、新規導入車両のうち大型車には車両最前部に加え車両後部にも全車両設置 ・行先表示器は、2024年度新車のうち大型車でフルカラーLED方向幕を採用し、更なる視認性向上を図った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の対応技術の向上	運行管理者及び指導運転士等について交通サポートマネージャー研修を受講させ、帰社後バリアフリーの基本知識を拡げるため乗務員の個別指導を実施する。	2024年度は乗務員不足の影響で実施できず、未達成

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内放送での呼びかけ	車内放送において高齢者・障害者等への配慮を呼びかけており、その継続とともに、運行計画変更の時期に合わせて当放送を高齢者・障害者の利用が増加したバス停でも流す。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

老朽化したバス停標柱10基を更新し、バス停掲示の時刻表の視認性向上を図った。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ上で公表する。

(4) その他

移動等円滑化における車両の整備に関する事項は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設に関する事項は運輸部営業課、教育訓練に関する事項は運輸部安全推進課が担当し、運輸部長が全体を統括する。
--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	110	105	40	61	4	0	4	5	5	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	9	9	8	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	13	12	1	11	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	106	102	47	50	5	0	5	4	4	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。